

三木町公告第36号

次のとおり入札後審査型一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、三木町建設工事執行規則（昭和41年三木町規則第1号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定により公告する。

令和7年10月2日

三木町長 伊 藤 良 春

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 令和7年度公共下水道池戸マンホールポンプ施設工事
- 2 工事の場所 三木町大字池戸地内
- 3 工事の概要
 - ・機械設備工（補助）
 - 水中汚水ポンプ
 - 口径φ65×2.2kW 2.0基
 - 口径φ65×5.5kW 2.0基
 - 口径φ100×5.5kW 2.0基
 - ・電気設備工（補助）
 - ポンプ制御盤
 - 屋外装柱型 2.2kw 1.0面
 - 屋外装柱型 5.5kw 2.0面
 - 自動通報装置 3.0面
 - 投込圧力式水位計 3.0台
 - フロート式水位計 3.0台
 - 引込開閉器盤 3.0台
- 4 工期 契約日の翌日から令和8年3月31日まで
- 5 低入札価格調査 設定しない。
- 6 最低制限価格 設定する。
- 7 入札保証金 免除する。
- 8 契約保証金 請負代金額の100分の10以上の納付を要する。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第2 入札に参加する者に必要な資格等

入札参加者は、単体企業であって、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者とする。）。
- 2 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による機械器具設置工事業

に係る建設業の許可を受けている者で、令和7年度の三木町指名競争入札参加資格者名簿において機械器具設置工事の登録を受けており、香川県内に法上の営業所（本店又は支店若しくは建設業法施行令（昭和31年政令第273号）で定めるこれに準ずるものをいう。）を有すること。なお、下請代金の総額が5,000万円以上となる場合には、法第15条の規定による特定建設業の許可を受け、監理技術者を配置しなければならない。

- 3 入札参加資格確認申請書提出期限日から落札者決定の日までの間に、香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年告示第456号）及び三木町建設工事指名停止等措置要綱（平成元年三木町要綱第3号）による指名停止期間中の者でないこと。
- 4 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - (1) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、その決定の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受け、その結果の通知を受けた者。
 - (2) 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者で、再生手続開始の決定を受けた日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受け、その結果の通知を受けた者。
- 5 次に掲げる要件を全て満たす機械器具設置工事について、元請負人（特定建設工事共同企業体の代表者、経常建設共同企業体の場合は、出資比率が20%以上の構成員に限る。共同企業体での実績については、契約金額にその出資比率を乗じた規模の工事を施工したものとみなす。）として施工実績を有すること。
 - (1) 国（独立行政法人を含む。）若しくは地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が100%出資した団体が発注した工事であること。
 - (2) 平成27年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了した工事であること。
 - (3) 下水道施設、水道施設、し尿処理施設又は揚排水機場における機械器具設置工事で、竣工時の請負金額が500万円以上の工事であること。
- 6 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者（入札参加資格確認申請書提出期限日において、当該入札参加者と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。また、特例監理技術者（法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）を配置する場合は、監理技術者補佐（特例監理技術者の職務を補佐する者をいう。）を当該工事に配置できること。
 - (1) 上記5に掲げる要件を全て満たす機械器具設置工事の元請負人（共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体の代表者に限る。）の監理技術者、主任技術者又は現場代理人として工事経験を有する者。なお、工事経験を有するとは、工期の2分の1以上の期間の従事経験を有することをいう。
 - (2) 監理技術者にあつては、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格証（機械器具設置工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有する者。
 - (3) 監理技術者補佐にあつては、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者。
- 7 かがわ電子入札システムによる電子入札に参加することができること。

第3 入札参加資格確認申請書等の提出

- 1 申請書等の提出 入札参加希望者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）をかがわ電子入札システムにアップロードする方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。申請書等を提出しない者は、入札に参加できない。
- 2 提出方法等
 - (1) 申請書等は、かがわ電子入札システムへのアップロードにより提出するものとし、郵送、持参又は電送によるもの（FAX及びEメールを含む。）は受け付けない。
 - (2) 申請書等の作成及び提出等に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (3) 申請者から提出された申請書等は、公表しない。
- 3 提出期間 令和7年10月2日(木)午後1時から令和7年10月15日(水)午後10時まで
- 4 提出書類
 - (1) 【参加資格確認用】入札参加資格確認申請書（様式第1号(第6条関係)）
 - (2) 【参加資格確認用】入札参加資格に係る施工実績（様式第2号(第6条関係)）
 - (3) 【参加資格確認用】配置予定技術者の資格・工事経験（様式第3号(第6条関係)）

*上記書類はWord形式(拡張子：docx)、Excel形式(拡張子：xlsx)、PDF形式(拡張子：pdf)のいずれかのファイル形式でなければならない。
- 5 入札参加資格の有無についての通知
 - (1) 申請書等を提出した者には、入札参加資格の有無について令和7年10月16日(水)までに電子入札システム上にて、入札参加資格確認通知書を送付する。なお要件を満たしていないと認められた者に対しては、併せて理由を通知するものとする。
 - (2) (1)の通知に不服がある者は、令和7年10月17日(金)までに町長に対して、三木町契約監理課（第11に示す場所）に書面(様式は任意)を持参し、苦情の申立てを行うことができる。
 - (3) 町長は、前項の規定により苦情の申立てを受けた場合には、速やかに、三木町工事契約審査委員会（昭和54年5月10日規程設置）に審議を依頼し、その審議の結果を踏まえた上で令和7年10月27日(月)までに書面により回答する。

第4 設計図書等について

- 1 設計図書等は、かがわ電子入札システムへのアップロードをもって、閲覧に供する。
- 2 設計図書等に対する質疑がある場合、次に従い提出すること。
 - (1) 受付期間 令和7年10月2日(木)から令和7年10月15日(水)まで
(ただし、三木町の休日を定める条例（平成元年三木町条例第12号）第1条第1項に規定する休日（以下単に「休日」という。）を除く。）
午前8時30分から午後5時00分まで
 - (2) 提出方法 指定の様式に質疑を記入の上、FAXをすること。
 - (3) 提出先 三木町環境下水道課（第11に示す場所）
FAX番号：087-891-3328
*必ずFAX送信後に電話にて着信の確認をすること。なお、提出期限後に到着した質疑には回答しない。
- 3 2の質疑に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧方法 三木町ホームページ (<http://www.town.miki.lg.jp>) で閲覧に供する。
- (2) 閲覧期間 令和7年10月17日(金)から令和7年11月13日(木)まで。

第5 現場説明会 実施しない。

第6 入札及び開札について

1 入札の方法

- (1) 電子入札（かがわ電子入札システム）により提出するものとする。
- (2) 入札に際し、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を指定の様式にて電子ファイルとして作成し、電子入札システムにより入札時に添付する方法で提出しなければならない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札金額は千円単位（「××000円」）とし、千円未満の端数を生じている入札は無効とする。
- (4) 入札執行回数は、2回までとし、初回の入札で落札候補者がいない場合は引き続き再度の入札を行うが、再度入札に係る内訳書の作成は不要とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は、再度入札に参加できない。
- (5) 入札参加者は電子入札システムによる入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、再度入札を行う場合においては、初回の入札の開札後、再度入札の入札書を提出するまでは、入札を辞退することができるものとする。

2 入札及び開札の日時

- (1) 初回入札時の入札開始日時
令和7年10月17日(金) 午前10時00分
- (2) 初回入札時の入札書提出期限
令和7年11月12日(水) 午後4時00分
- (3) 初回入札時の開札日時
令和7年11月13日(木) 午前9時30分
- (4) 再度入札時の入札書提出期限
令和7年11月13日(木) 午後2時00分
- (5) 再度入札時の開札日時
令和7年11月13日(木) 午後2時10分
- (6) 落札者の決定日時（予定）
令和7年11月18日(火) 午後1時30分

3 入札の失格及び無効

- (1) 内訳書を提出しない場合は、失格とする。
- (2) 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札又は三木町競争入札参加心得（電子入札案件用）（以下「入札心得」という。）において示した条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札参加資格があると確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けるなど、入札時

点において、第2に掲げる資格のない者の行った入札は、無効とする。

- (4) 内訳書に記載すべき事項が欠けているとき、及び誤りがあるとき等の不備が認められる場合、又は入札書の金額と内訳書が一致しない場合は、無効とする。

第7 落札者の決定方法

1 落札候補者の決定方法

- (1) 予定価格表における入札書比較価格以内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低者を落札候補者とした上で落札者の決定を保留し、開札を終了する。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじにより第1順位の落札候補者を決定する。

2 落札候補者の審査

- (1) 開札後、町は落札候補者となった者に対し、追加資料の提出を指示するものとする。落札候補者は、追加資料を3に掲げる期限までに指定の場所へ提出しなければならない。
- ただし、総合評価方式を実施した場合等における提出書類で確認できるときは、追加資料の提出を省略することができる。
- (2) 落札候補者から提出された追加資料の審査を行い、審査の結果、入札参加資格があると認められた場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (3) 追加資料を期限までに提出しない場合又は入札参加資格が認められなかった場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者から追加資料の提出を求め、審査を行うものとする。なお、落札者が決定するまで順に同様の手続を行うものとする。

3 追加資料の提出

落札候補者に次のとおり追加資料の提出を求めるものとする。ただし、総合評価方式を実施した場合等においてはこの限りではない。

- (1) 提出期限 指示を受けた日の翌日から起算して3営業日以内

- (2) 提出場所 三木町契約監理課（第11に示す場所）

- (3) 提出方法等

ア 追加資料は、持参、郵送又は電送によるもので提出するものとする。

イ 提出された追加資料は、返却しない。

ウ 追加資料の作成及び提出等に係る費用は、落札候補者の負担とする。

エ 提出された追加資料は、公表しない。

- (4) 提出書類（配置予定技術者について確認ができる書類）

ア 「法令による免許等」について、当該資格を証する書類の写し

イ 第3の3に示す提出期限日以前に3か月以上の雇用関係があることを証する書類（健康保険被保険者証の写し、健康保険・厚生年金標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額通知書の写し等のいずれか一つ）

ウ 第2の6(1)を満たすことを確認できる書類（「現場代理人及び主任技術者選任通知書」の写し等。ただしCORINSで確認できる場合は書類の提出を省略できる。）

- (5) 提出部数 2部

4 落札者の公表は第6の2(6)に示す日時に、かがわ電子入札システム上で行う。

第8 契約の締結に関する事項

- 1 工事請負契約書は、作成を要する。
- 2 消費税及び地方消費税の免税事業者に該当する場合のみ、免税事業者届出書を提出すること。
- 3 第9の1(2)に記載する中間前金払を希望する場合は、部分払との選択制となるので、対象となる工事（請負代金額1,000万円以上かつ工期100日以上）について落札者となった者は、契約締結前に中間前金払と部分払の選択に係る届出書を提出すること。なお、どちらも希望しない場合は届出書の提出は不要とする。
- 4 予定価格が5,000万円以上の入札に付する工事に係る請負契約（公営企業会計分を除く）の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三木町条例第21号）第2条の規定により、三木町議会の議決を要するので、落札者の決定後締結する契約は、三木町議会で本請負契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となる。
- 5 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が第2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

第9 支払条件

- 1 前金払
 - (1) 前払金の保証契約締結に基づき、請負代金額が300万円以上の工事につき、請負代金額の100分の40以内の額を支払う。
 - (2) 中間前金払

中間前払金の保証契約締結に基づき、請負代金額が1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上工事につき、規則第36条第3項各号に掲げる要件に該当するものについて、請負代金額の100分の20以内の額を支払う。ただし、部分払を選択した場合は、支払わない。
- 2 部分払

請負代金100万円以上の工事については、完成前に出来形部分並びに工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、規則第37条第2項に規定する回数範囲内で、希望により支払う。

第10 その他

- 1 入札参加者は、この公告のほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、規則、入札心得、三木町電子入札運用基準、三木町工事請負契約約款の内容を遵守しなければならない。
- 2 次に掲げる場合は、三木町建設工事指名停止等措置要綱に基づき指名停止の措置の対象となる可能性がある。
 - (1) 申請書等及び追加資料に虚偽の記載をした場合
 - (2) 正当な理由がなく落札候補者が追加資料を期限までに提出しない場合
 - (3) 入札金額に錯誤があるとして、入札の無効を申し出た場合
 - (4) 落札者が契約を締結しない場合
 - (5) その他入札に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められる場合
- 3 落札者は、第3の4(3)の様式に記載した配置予定技術者の中から、現場に配置する主任技術者又は監

理技術者（法第26条第3項に規定する工事の場合は、専任の主任技術者又は監理技術者若しくは特例監理技術者。以下同じ。）を選任すること。落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

- 4 現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、病休・死亡・退職等極めて特別な事情でやむを得ない理由があると認める場合のほかは、変更を認めない。やむを得ず配置技術者を変更する場合は、第2の7に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- 5 次に掲げる期間は、現場に配置する主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。ただし、専任を要しない期間は、工事打合簿の書面により明確にすることとする。
 - (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
 - (2) 工事用地等の確保の未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
 - (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- 6 電子入札システムまたは三木町側のシステム等に障害が発生し、すべての入札参加者が利用できない場合には、入札書提出期限および開札予定日時の変更（延長）を行う。この場合には、電話等の方法により、入札参加者に対しその旨の連絡を行うものとする。

変更後の開札予定日時を直ちに決定できない場合においては、無期延期とする旨の日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等の方法で対応する。）。この場合においては、その通知書には開札日時決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合に、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等の方法で対応する。）。

なお、電子入札システムが長期にわたり利用できない場合には、紙入札に切り換えるものとし、電話等の方法により、入札参加者に対しその旨の連絡を行うものとする。

第11 問合せ先

- 1 契約担当課 三木町契約監理課
郵便番号：761-0692
住 所：香川県木田郡三木町大字氷上310番地
電話番号：087-891-3323（内線2312）
- 2 工事担当課 三木町環境下水道課
郵便番号：761-0692
住 所：香川県木田郡三木町大字氷上310番地
電話番号：087-891-3315（内線4129）